

(2026年9月1日発表)

9月10日 インクルーシブ雇用推進企業認証式を開催

【市長の出席 有】

【趣旨・背景】

- ・静岡市は、インクルーシブ雇用推進に2024年度から取り組んでおり、働く意欲のある就労困難者と人手不足に課題を抱える企業とをつなげる就労支援を推進しています。
- ・その一環として、2026年2月10日から「インクルーシブ雇用推進企業認証制度」を開始しました。この認証制度は、インクルーシブ雇用に取り組む企業の認証を通じて、その認知度向上を図るとともに、取組の市内への波及と受入企業の可視化を推進するものです。
- ・このたび、制度開始後初となる認証企業「社会福祉法人楽寿会(らくじゅかい)」を決定したため、認証式を開催します。

「インクルーシブ雇用推進の取組」

障害手帳を持たない障がいのある方や難病患者、ニート・ひきこもり状態にある方、ひとり親、就職氷河期世代で就労意欲がありながら就労に結びついていない方などを対象に、就労準備や相談、マッチング支援から定着支援まで行う取組です。

【開催日時・会場】

2026年9月10日(木曜日) 9時45分～10時

静岡市役所静岡庁舎新館8階 市長応接室

【出席者】

社会福祉法人楽寿会 理事長 有馬 良建 (ありま よしたけ)氏
副園長 有馬 万紀子 (ありま まきこ)氏
総務部長 成嶋 恵子 (なるしま けいこ)氏

【取材について】

事前申込・事前連絡ともに不要です。開催日時に直接会場へお越しください。

【問い合わせ先】

保健福祉長寿局 地域包括ケア推進課(静岡庁舎新館14階)、担当:榎本・浅井 電話:054-221-1624

【別紙資料等】

有(インクルーシブ雇用推進企業認証制度について)

インクルーシブ雇用推進企業認証制度について

1 制度の背景・目的

- ①就労困難者は、各制度の支援の狭間に置かれており、また、受入れ企業が分からないことから、働きたくても働きにくい状況にあります。
→認証制度により、**受入れ企業を可視化します。**
- ②企業は採用難・人手不足で、新たな雇用の開拓する必要があります。インクルーシブ雇用はその選択肢の一つとなりえます。
→認証制度によりインクルーシブ雇用の認知度を向上させ、**雇用する人材の幅を広げます。**
- ③法定の障害者雇用と比べて、インクルーシブ雇用は実践例が少なく、雇用する動機付けとして、優良事例の共有・標準化が必要です。
→認証制度を通じて**優良事例を横展開し、インクルーシブ雇用の好循環化を促します。**



インクルーシブ雇用に取り組む優良企業を認証することで、インクルーシブ雇用の認知度を高めるとともに、その取組を静岡市内へ波及させていきます。

2 認証制度の概要

(1) 認証企業の主な要件

- ・市内に雇用者を配置する事業所を持つ企業（法人格必須） ※ただし公的団体は対象外。
 - ・障害者法定雇用率2.7%を満たしたうえで別途、**インクルーシブ雇用率2.7%(注3)を達成していること。**
- (注3)全従業員に対する雇用している就労困難者の割合を指します。具体的には、次のとおりです。
雇用すべき人数の算出式:従業員数×2.7%(小数点以下切り捨て)。ただし最低1人以上。

企業規模(従業員数)	雇用すべき人数	
	インクルーシブ雇用	障害者雇用(法定)
37.5人未満	1人	0人
37.5人以上75人未満	1人	1人
75人以上	2人～	2人～

- ※上記表は、2026年7月現在の障害者法定雇用率(2.7%)に基づいたものです。障害者法定雇用率に変更されたときは、改正後の障害者法定雇用率に連動する形で変更する予定です。
- ※対象者数・従業員数の換算方法は、原則、障害者法定雇用制度の方法に準じます。(一部例外あり)
- ※詳細については、申請前に静岡市役所地域包括ケア推進課までお問い合わせください。
- ・**就労困難者を雇用するための社内制度を整えていること。**(社内規則等で定めていること。)
 - ・**自律的な経営を行っていること。**(国・自治体からの交付金が事業収入の1/2未満であること。)
 - ・優良企業として、市の普及啓発の取組に協力すること。
 - ・認証を受けた企業は、静岡市ホームページで企業名を公表します。また、認証状を交付します。
 - ・認証期間 認証の日から原則3年間

【参考】対象者要件一覧表

就労困難者区分	要件	対象者であることを証する書類
障害者手帳を持たない障害者	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれも所持しない者のうち、これら障害者と同等の障害があると認められるもの	○医師の診断書
難病患者	難病であると医師から診断を受けた者 ※障害者手帳を所持している者は対象外	○医師の診断書又は特定医療費(指定難病)受給者証のコピー
ニート	35歳未満の無業者(家事、就学、就労又は職業訓練のいずれも行っていない者のことをいう。)	○生年月日が分かる本人確認書類(コピー可) ○就労支援機関が発行する利用証明書
ひきこもり	社会的参加(家事、就学、就労、職業訓練又は家庭外での交友など)を回避し、原則として6か月以上に渡って家庭に留まり続けている者	○就労支援機関が発行する利用証明書
ひとり親	婚姻していない又は配偶者の生死が明らかでない者のうち、生計を一にする15歳(注)に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいるもの (注)障害のある子については18歳となります。 ※その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいる場合は対象外	○児童扶養手当証書のコピー(児童扶養手当を受給していない場合は、ひとり親であることを証明できる戸籍の証明書類) ○子に障害があるときはそのことを証明する書類
就職氷河期世代	昭和45年から昭和60年までに出生し、いわゆる「就職氷河期」に学校を卒業し、就職時期を迎えた者のうち、雇用前の直近1か年に正規雇用労働者として雇用されていないもの(正規雇用するときに限る。)	○生年月日が分かる本人確認書類(コピー可) ○就労支援機関が発行する利用証明書

